

第3 実現に向けた方策

【体系図】

目標	章	節	実施プログラム	ページ
新しい熊本づくりの着実な推進	I 市民に信頼される市政の実現	1 市民参画と協働の推進	1 自治基本条例の制定と運用【1】	44
			2 地域コミュニティの活性化【2】	45
			3 市民参画の推進【3】	46
			4 新しい公共の推進【4】	47
		2 市政情報の共有化	1 わかりやすい財政状況の公表【5】	48
			2 公共事業等採択基準の明確化・公表【6】	49
			3 要綱の公開【7】	50
			4 行政文書目録の公開【8】	51
		3 市民の視点に立ったサービスの提供	1 総合的防災力の向上【9】	52
			2 コールセンターの円滑な運用【10】	53
			3 窓口サービスの充実【11】	54
			4 消費者行政の充実【12】	55
			5 税等のクレジットカードによる収納【13】	56
			6 児童育成クラブの見直し【14】	57
			7 保育サービスの充実【15】	58
			8 社会教育施設の利用拡大【16】	—
			(1) 金峰山少年自然の家	59
			(2) 図書館	60
			(3) 博物館	61
			9 民間提案による市民サービスの見直し【17】	62
		4 法令順守の徹底	1 職員倫理の保持【18】	63
			2 チェック体制の強化【19】	64
	II 効率的で質の高い市政運営の推進	1 質の高い組織体制の確立	(1) 的確な事務執行	
			1 行政評価制度の活用【20】	65
			2 事業分析の活用【21】	66
			3 契約事務の集約・効率化【22】	—
			(1) 契約窓口の一元化	67
			(2) 公共施設の保守点検業務の集約	68
			4 情報システムの最適化【23】	69
			(2) 職員の意識改革と育成	
			1 人事評価制度の見直し【24】	70
			2 専門職の育成【25】	71
			3 職員研修の充実【26】	72
			4 技術力の向上【27】	73
			(3) 組織・機構の見直し	
			1 組織体制の見直し【28】	74
			2 (仮称)総務事務センターの設置検討【29】	75
			3 職員健康保険組合、職員共済組合の見直し【30】	76
			(4) 定員の適正化	
			1 中期定員管理計画の推進【31】	77
			2 時間外勤務の縮減【32】	78
			(5) 給与の適正化	
			1 給与制度の適正化【33】	79
		(1) 民間委託等の推進	1 アウトソーシングの推進【34】	80
			(1) 債権回収代行業務委託	81
			(2) 市政だより編集業務の外部委託	81
			(3) 市ホームページ管理業務の囑託化	82
			(4) 電話交換業務の見直し	82
			(5) 守衛業務の見直し	83
			(6) 公用車運転業務の見直し	83
			(7) 二輪車管理業務の見直し	84
			(8) 市役所駐車場管理業務の見直し	84
			(9) ホール業務の民間委託	85
			(10) 計量検査所の業務委託	85
			(11) 動物愛護業務の見直し	86
			(12) 燃やすごみ・紙収集業務委託	86
			(13) 環境工場の業務の見直し	87
			(14) 熊本城の管理業務体制の見直し	87
			(15) 遊機具部門の業務委託	88
			(16) 土木センターの業務委託	88
			(17) 学校給食業務の民間委託	89
		2 民間活力の活用		

目標	章	節	実施プログラム	ページ	
新しい熊本づくりの着実な推進	Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進	2 民間活力の活用	(2) 公共施設の見直し	1 辛島公園地下駐車場【35】	90
				2 公設福祉施設【36】	91
				3 斎場【37】	92
				4 環境衛生事業所【38】	93
				5 母子生活支援施設「大江荘」【39】	94
				6 食肉センター【40】	95
				7 公設運動施設等【41】	96
				8 あり方を見直す施設【42】	97
			(1) 庁舎花畑別館	97	
			(2) 産業文化会館	97	
			(3) 総合ビジネス専門学校	97	
			(3) 指定管理者制度の活用	1 総合女性センター【43】	98
				2 健軍文化ホール【44】	99
				3 子ども文化会館【45】	100
				4 リサイクル情報プラザ【46】	101
			(4) PFI方式等の活用	1 熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)等整備事業【47】	102
				2 西部環境工場代替施設における整備・運営手法の検討【48】	103
		3 財政の健全化		1 各種財政指標の改善【49】	104
				2 予算編成手法の見直し【50】	105
				3 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し【51】	—
				(1) 市営駐輪場の有料化	106
				(2) 動植物園駐車場の有料化	107
				(3) その他使用料・手数料の見直し	108
				4 税收等の確保、貸付金の回収【52】	109
				(1) 市税収納率の向上	110
				5 スポーツ施設における広告事業の導入【53】	111
				6 公共事業コスト構造の改善【54】	112
				7 補助金の見直し【55】	113
				8 野出・熊本線バス運行助成事業の見直し【56】	114
				9 経常的な事務経費の見直し【57】	115
				10 事務事業の見直し【58】	116
				11 適正な公有財産の管理【59】	—
				(1) 未利用地の活用	117
				(2) 職員駐車場の有料化	118
				12 特別会計等の経営健全化【60】	119
4 環境配慮型行政の推進		1 環境管理システムの充実【61】	120		
		2 CO2削減を目指した事務事業の推進【62】	121		
5 公営企業の改革	(1) 病院事業の経営健全化	1 地方公営企業法の全部適用への移行【63】	122		
		2 熊本市民病院経営改善計画(改革プラン)の策定・推進【64】	123		
	(2) 交通事業の経営健全化	1 職員配置の見直し【65】	124		
		2 交通事業の経営健全化の推進【66】	125		
	(3) 上下水道事業の経営健全化	1 組織機構の適正化【67】	126		
		2 民間的経営手法の有効活用【68】	127		
		3 水道料金体系の見直し【69】	128		
		4 「中・長期経営計画」の見直しと推進【70】	129		
		5 浄化センターの運転管理業務の民間委託【71】	130		
6 外郭団体の改革	外郭団体経営改革計画の見直し	1 公益法人制度改革への対応【72】	131		
		2 市の関与の見直し【73】	132		
7 政令指定都市の実現		1 組織機構の検討【74】	133		
		2 移譲事務の検討【75】	134		

I 市民に信頼される市政の実現

第1章 市民参画と協働の推進

「自分達のまちは自分達でつくる」という理念のもと、市民の市政への「参画」や、市民との信頼関係を築き、同じ目的の達成に向け力を出し合う「協働」を推進していきます。

<具体的取組>

1 自治基本条例の策定と運用【1】

市民、市議会、行政の役割と責務を明確にするとともに、自治の基本理念や市政運営のルール等を定めた自治基本条例を制定し、運用することにより、*¹ 参画と*² 協働によるまちづくりを進めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

2 地域コミュニティの活性化【2】

*³ 校区自治協議会における地域課題解決に向けた取組みなどを通して、住民一人ひとりが住んでいる地域に関心を持ち、お互いに協力しながら、暮らしやすい*⁴ 地域コミュニティをつくる主体的な活動を支援します。

また、まちづくり交流室の支援機能を充実するなど、地域の実情に応じた支援体制づくりを進めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

*1(市民)参画

市民が施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。

*2 協働

行政や行政以外（市民活動団体や事業者等）の多様な団体等が、同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。

*3 校区自治協議会

町内自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、地域公民館、防犯協会など小学校区の地域団体が構成され、各団体が連携し地域活動の推進や、地域課題へ対応することにより、円滑な校区運営を図るための組織。

*4 地域コミュニティ

町内や小学校区など人々が共同体の意識を持って生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。

3 市民参画の推進【3】

効果的で満足度の高い事業を実施するため、市民の意見を反映させるなどの市民参画の手法を積極的に活用していきます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

4 新しい公共の推進【4】

^{*5} 新しい公共の担い手である市民活動団体の活動を支援するとともに、^{*6} 市民活動団体と行政との協働事業を推進します。

主なスケジュール

平成 22 年度から新しい公共の担い手への支援を実施

*5 新しい公共

行政や行政以外(市民活動団体や事業者等)の多様な団体等が、それぞれ対等な立場で相互に補完し合いながら課題解決に取り組み、生活の向上を図っていく新たな領域のこと。

*6 市民活動団体

社会的役割(社会貢献)を意識した市民により自主的に組織され、継続的活動を行う団体で、地域団体・ボランティア団体・NPO 等。

NPO…私的営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間組織のこと(NonProfit Organization の略)

第2章 市政情報の共有化

市民と行政が相互理解を深め、お互いに共通の認識をもち協働してまちづくりを担うため、市政情報をわかりやすく提供し、共有化を進めます。

<具体的取組>

1 わかりやすい財政状況の公表【5】

「財政ってなあに？」(決算状況の詳細分析)、「熊本市の財政状況」(予算概要と主な財政指標が中心)の作成に引き続き取り組み、予算・決算の状況や各種財政指標の経年比較、他都市比較を分かりやすく公表します。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

2 公共事業の採択基準の明確化・公表【6】

各種公共事業等の採択基準の明確化・公表や計画策定段階からの情報提供に取り組みます。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

3 要綱の公開【7】

様々な事務・事業に関する手続きや基準、運用方法などを定めた要綱を公開し、透明性・公平性の向上を図ります。

主なスケジュール → 平成22年度までに要綱を順次公開

4 行政文書目録の公開【8】

市ホームページから行政文書目録を検索、閲覧できるシステムを導入します。

主なスケジュール → 平成22年度に行政文書公開目録公開システムを導入

第3章 市民の視点に立ったサービスの提供

市民の視点に立った質の高いサービスを提供することを基本に、安全で安心なまちづくりに向けた防災力の強化といった基礎的な取り組みはもとより、手続きの簡素化や迅速化、利便性や満足度の向上などに資する取り組みを進めます。

<具体的取組>

1 総合的防災力の向上【9】

まちづくりの基盤となる安全で安心な暮らしの実践に向け、危機管理機能と消防本部機能との連携を一層強化します。

また、防災情報システム及び消防司令管制システム開発に際して、可能な限り共有化を図ることで両機能を強化するとともにコスト削減を図ります。

主なスケジュール

平成24年度までに防災情報システム・消防司令管制システムの構築等に向けた方針の決定

2 コールセンターの円滑な運用【10】

各種の問合せへの対応はもとより、イベント開催等に際して受付窓口の代行や簡易なアンケート調査等の実施など^{*7}コールセンターの業務を拡大します。

主なスケジュール

平成21年度までに検討を行い、順次業務を拡大

3 窓口サービスの充実【11】

各種申請書様式を統一するなど手続きの簡素化を図るとともに、市民サービスコーナーの業務内容を充実します。

主なスケジュール

平成22年度から窓口申請様式の統一化

4 消費者行政の充実【12】

消費者センターの相談体制を見直し、相談、啓発業務等の包括的委託など相談体制の充実を図ります。

また、消費生活の安定と向上を目指し、(仮称)消費生活条例を検討します。

主なスケジュール

平成24年度から消費者相談・啓発業務の委託

^{*7} コールセンター

本市に関する様々な問合せ(制度や手続き、施設、観光、公共交通機関の情報等)に専門のオペレーターが対応する。

5 税等のクレジットカードによる収納【13】

コンビニエンスストアの料金収納の導入効果を検証しながら、クレジットカード収納について検討します。

主なスケジュール

平成 23 年度からクレジットカード収納開始

6 *⁸ 児童育成クラブの見直し【14】

整備計画に基づき計画的に施設の分離・拡充を図るとともに、指導員の資質向上等の運営面について検討します。

主なスケジュール

平成 22 年度から運営面の改善

7 保育サービスの充実【15】

新たな保育サービスの充実を図るとともに、保育所、幼稚園におけるそれぞれのサービスのあり方について、民間施設との役割分担や民営化・統廃合も含めて、総合的に検討します。

主なスケジュール

平成 21 年度から新たな保育サービスの実施

平成 23 年度までに市立保育所、市立幼稚園のサービスのあり方を見直す

8 社会教育施設の利用拡大【16】

生涯学習活動の基盤となる社会教育施設において、多様化・高度化する学習ニーズに対応できるサービスを提供するとともに、効果的・効率的な管理運営に向けて、職員配置の見直しや業務の民間委託に取り組みます。

(1) 金峰山少年自然の家

魅力ある活動プログラムの開発や情報発信の充実等により施設の利用拡大に取り組むとともに、職員配置等を見直しを行います。

主なスケジュール

平成 22 年度に職員配置を見直す

* 8 児童育成クラブ

保護者の方が仕事等で昼間家庭にいない小学校1～3年生を対象に、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るために、地域・学校の協力を得て開設する。

(2) 図書館

図書館サービスの機能強化等による施設の利用拡大に取り組むとともに、職員配置の見直しや業務の民間委託等を進めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から業務の一部を民間委託

(3) 博物館

収蔵資料の活用や展示資料の入れ替え、各種教室や展示会の開催、プラネタリウムの更新等を行い、館の魅力を高めるとともに、広報を強化します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

9 民間提案による市民サービスの見直し【17】

市民の利便性や満足度を高めるとともに、効果的なサービス提供のあり方等について、事業者等から広く提案を求める制度を構築し、実施します。

主なスケジュール

平成 21 年度から制度設計等を行い、平成 24 年度に本格実施

第4章 法令順守の徹底

職員研修の充実や事務事業のチェック体制の強化などに努め、職員等の公正な職務の執行を徹底します。

<具体的取組>

1 職員倫理の保持【18】

職務の執行が法令に違反することなく円滑に行われるよう常に職員に意識付けを行うとともに、違反が生じた場合には迅速かつ適正に是正措置を講じます。

また、「*⁹ 熊本市職員等の内部通報制度」の周知徹底を図るとともに、円滑な運営を行います。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

2 チェック体制の強化【19】

事務処理適正化のため、各課において事務処理マニュアルを整備するほか、主査、副査制等によるチェック機能の強化、職員の事務処理能力向上に向けて、出納や契約に関する実務研修の充実や職場風土改革に向けて職場ミーティングの定例化など職場の活性化に取り組みます。

また、これらの取り組みを着実に推進する仕組みを構築し、実施します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

*⁹ 熊本市職員等の内部通報制度

職員等が職務を遂行するうえで、法令違反や職務上の義務違反又は職務を怠る行為などがあった場合に、職員等が通報・相談窓口又は外部相談員（弁護士）に通報できる制度。

Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進

第 1 章 質の高い組織体制の確立

複雑化・高度化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限られた行政資源（人員・財源等）で最大限の効果を生み出すとともに、成果を重視した効率的で質の高い組織体制を確立します。

第 1 節 的確な事務執行

事業計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）の*¹⁰ マネジメント・サイクルに基づいて事業の妥当性などを不断に検証、見直しを行うとともに、業務の統合・集約、電算化等により、効率性を高めます。

< 具体的取組 >

1 *¹¹ 行政評価制度の活用【20】

「*¹² 事業分析」を活用し、フルコストを含めた評価の充実を図ります。

また、行政評価と予算、組織、人事管理との連携を図り、効率的な組織運営を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度にフルコストを含めた評価の充実を図るとともに、行政評価と予算、組織、人事管理との連携による効率的な組織運営に努める

2 事業分析の活用【21】

より正確な分析、作業効率・利便性の向上に向け、制度の精度を高めるとともに、各職場や管理部門で活用できるようにします。

また、予算編成システムに対応しつつ、組織・人事管理に係る新たな意思決定システムを検討します。

主なスケジュール

平成 22 年度に新たな意思決定システムの構築

* 10 マネジメント・サイクル

計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）の流れで、当初計画で実施した結果を検証し、継続、修正、破棄のいずれかにして次の計画に結び付け、改善につなげる手法。

* 11 行政評価

政策、施策、事業の各段階において、一定の基準、指標をもって、目標や目的の達成度についての測定及び課題の検証を行い、その結果を改善につなげる手法。

* 12 事業分析

各事業について、必要な財源と人員を分析し、人事・組織管理等につなげる手法。

3 契約事務の集約・効率化【22】

公平公正で透明性、競争性の高い入札を実施するほか、契約事務の集約・効率化を進めます。

(1) 契約窓口の一元化

各課の入札事務の一元化を図り、効率性を高めるとともに、^{*13} 業者登録制度の整備を行います。

また、業務委託について^{*14} 総合評価方式を導入します。

主なスケジュール

平成 21 年度に委託業務の総合評価方式の導入、業者登録制度の確立

(2) 公共施設の保守点検業務等の集約

総合支所や市民センターなど公共施設の保守点検業務等について、可能な限り集約を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度から保守点検業務の集約化を試行し、平成 23 年度から本格実施

4 情報システムの最適化【23】

各情報システムの課題を整理し、再構築や最適化を図ります。

主なスケジュール

平成 24 年度に情報システムの再構築、最適化

＜各システムの見直し時期＞

- ・ 総合行政情報システム(平成 22 年度)
- ・ 熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)(平成 24 年度)
- ・ 個別システム(平成 21 年度)

* 13 業者登録制度

市が行う契約において、契約の相手方として適しているかどうかを事前に確認し、事前に登録しておく制度。これにより業者もそれぞれ違う契約ごとに審査の書類を提出する手間が省け、さらに一元的に登録・管理することにより事務の効率化を図ることができる。

* 14 総合評価方式

従来の価格のみによる落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式。具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する。

第2節 職員の意識改革と育成

行政を経営する意識、行財政改革に主体的に取り組む意欲、政令指定都市の実現を見据えた多様な行政課題に的確に対応できる能力を持つ職員に向けて、意識改革、能力開発、人材育成を進めます。

<具体的取組>

1 人事評価制度の見直し【24】

*15 目標管理手法をさらに有効に活用し、意欲ある人材を育成するとともに、業績に応じた適切な処遇により、「目標達成」、「評価」、「能力開発」、「処遇」を連動させる制度を目指します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から係長級昇任試験の実施

2 専門職の育成【25】

福祉・税務・用地部門など高度な専門性が求められる業務等について、専門職として人材を育成します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

3 職員研修の充実【26】

職場研修に関する情報提供や研修ニーズに応じた科目設定など効果的・効率的な実施方法を確立するとともに、職員の人材育成基本方針・実行計画を見直します。

主なスケジュール → 平成 21 年度までに熊本市人材育成基本方針・実行計画の更新

4 技術力の向上【27】

公共工事の工事設計積算に関する質疑応答集を充実、情報の共有化を図るとともに、研修会の開催や土木研究所との連携強化により、技術力の向上を図ります。

主なスケジュール → 平成 21 年度から質疑応答集の作成・公開

*15 目標管理手法

職員自らが業務目標等を設定し、業務の進捗や遂行を職員自ら主体的に管理する手法。

第3節 組織・機構の見直し

組織の使命をより明確化することで、着実に成果を出せるようにするとともに、より市民に近いところで迅速な意思決定ができるような組織づくりを進めます。

< 具体的取組 >

1 組織体制の見直し【28】

施策体系と組織体系の整合（政策と局、施策と部、事業と課）を図り、効果的・効率的な施策展開と責任の明確化を図ります。

また、まちづくりの行政課題に柔軟に対応する組織づくりを進めます。

主なスケジュール

平成 22 年度に事務分掌の抜本的な見直し

2 （仮称）総務事務センターの設置検討【29】

給与、旅費支給など全庁共通な事務の一元化・集約化を図るとともに、効率的な処理体制を構築します。

主なスケジュール

平成 23 年度までに（仮称）総務事務センター設置に係る方針決定

3 職員健康保険組合、職員共済組合の見直し【30】

熊本市職員健康保険組合と熊本市職員共済組合を熊本県市町村職員共済組合へ移行し、制度の維持と事務の効率化を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度に熊本県市町村職員共済組合へ移行

第4節 定員の適正化

中期定員管理計画に基づき定員の適正化を図ります。

<具体的取組>

1 中期定員管理計画の推進【31】

簡素で効率的な行政体制を目指すとともに、まちづくりの重点施策により積極的に人員を投入していくため、中長期的な視点に立った定員管理計画を策定・推進します。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に準じ、5.7%の定員削減を図ります。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

(1) 目標数値

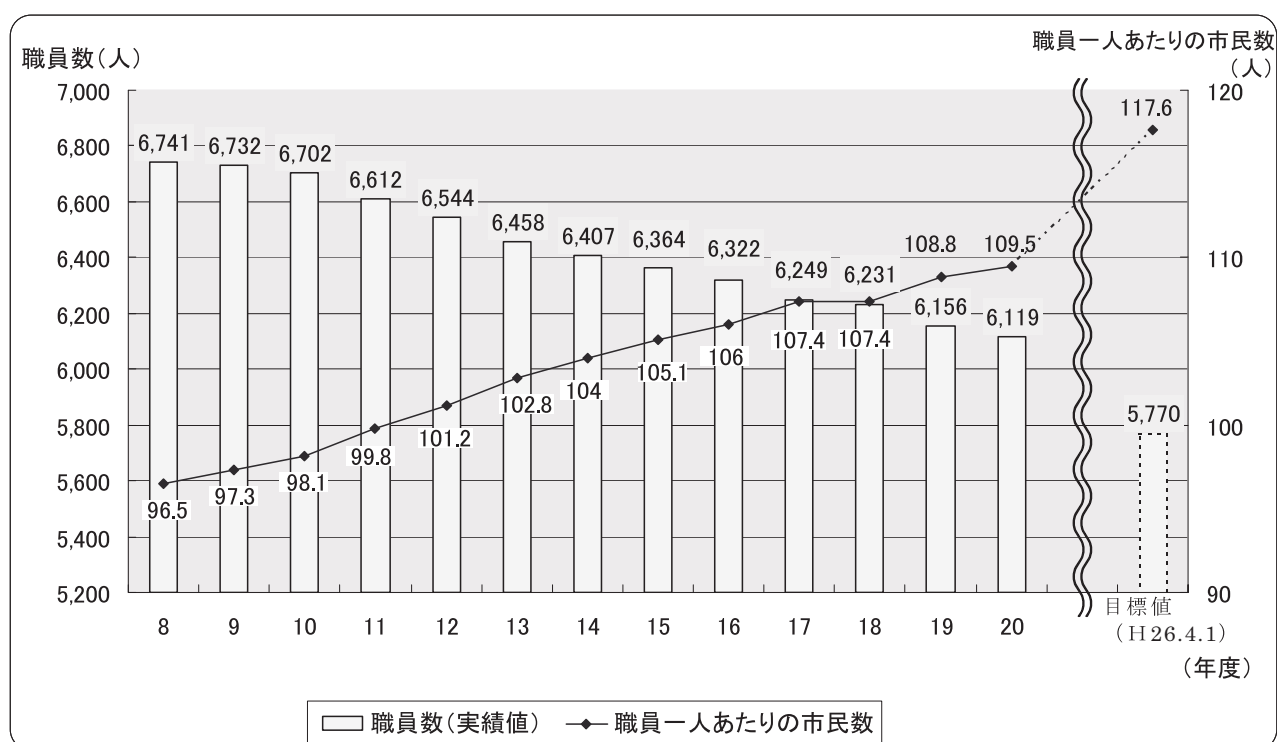
平成21年4月1日6,120人の職員数を5年間で350人(5.7%)を削減し、平成26年4月1日には5,770人の体制とします。

(2) 各会計の削減目標数

一般会計及び各企業における削減目標は、以下のとおり。

会計区分	削減目標	主な取り組み
一般会計等 (特別会計含む)	▲190	・アウトソーシングの推進 ・組織体制等の見直し など
病院事業会計	▲ 5	・経営改善に向けた人員体制の見直し など
交通事業会計	▲ 90	・経営改善に向けた嘱託化の推進 ・一般会計への計画的な配置転換 など
上下水道事業会計	▲ 65	・アウトソーシングの推進 ・再任用職員の活用 ・浄化センターの民間委託 など
計	▲350	

【職員数の推移】



※ 目標値における職員一人あたりの市民数は「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計している。

2 時間外勤務の縮減【32】

業務の分散化・平準化、職員が行うべき事務と臨時・嘱託職員で対応が可能な事務の整理を行います。

また、業務量の削減を目的とした事務・事業の廃止・統合を行うとともに、更なる事務の一元化若しくは集約化を目指します。

主なスケジュール

平成21年度から継続実施

第5節 給与の適正化

国・民間等との均衡を踏まえた給与制度の適正化を図りながら、職員の能力・業績の適正な評価に基づいた給与制度を構築します。

<具体的取組>

1 給与制度の適正化【33】

職員の給与水準及び諸手当等について引き続き点検と見直しを行います。

また、職員の能力・業績等の適正な評価に基づき、職員の職務遂行に対する動機付けとなる給与制度を検討します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

第2章 民間活力の活用

「民間でできるものは民間に委ねる」ことを原則に、行政と民間との役割分担を一層明確にし、最適な担い手による効率的で質の高いサービスを提供するため、業務委託に積極的に取り組むとともに、市が直接管理運営する公共施設については、*16 指定管理者制度等を活用していきます。

第1節 民間委託等の推進

民間が十分に担える事業で、民間が実施する方が効率的でサービス向上が図られるものについては、民間委託等を推進します。

<具体的取組>

1 アウトソーシングの推進【34】

民間提案による市民サービスの見直しをはじめ、各職場において業務委託の検討等を行い、更なる委託等の拡大を図るものを含め、計画的に推進します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

アウトソーシングとは

事務事業（業務）の外部化のことで、この計画ではサービスの提供を民間市場に委ねることを前提とした業務の廃止・縮減や将来の民間委託等を視野に入れた定員配置の見直し（再任用職員・嘱託職員・臨時職員の活用）についても、広義のアウトソーシングとして掲げています。

【対象業務】

※各業務内容等は、実施プログラムシート（P81～P89）をご覧ください。

- （1）債権回収代行業務
- （2）市政だより編集業務
- （3）市ホームページ管理業務
- （4）電話交換業務

* 16 指定管理者制度

体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公共施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任するもので、従来、出資法人等に限定されていた公の施設の管理委託制度を改め、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者（民間企業も可）」が、公の施設の管理代行することとした制度。

- (5) 守衛業務
- (6) 公用車運転業務
- (7) 二輪車管理業務
- (8) 市役所駐車場管理業務
- (9) 各館ホール業務
- (10) 計量検査所の業務
- (11) 動物愛護業務
- (12) 燃やすごみ・紙収集業務
- (13) 環境工場の業務
- (14) 熊本城の管理業務(守衛、駐車場及び入園料金収納事務)
- (15) (動植物園)遊機具部門業務
- (16) 土木センターの業務
- (17) 学校給食業務

第2節 公共施設の見直し

民間等類似施設の充実、時代の変化に伴い設置目的の希薄化、さらには、管理運営費が大きく財政負担となっている施設については、存続する必要性を検証するとともに、サービスの向上策、運営方法の変更、運営の効率化等の観点から見直しを行います。

<具体的取組>

1 辛島公園地下駐車場【35】

新たな特別料金（打切り料金、1日料金等）の創設及び施設のあり方を検討します。

主なスケジュール

平成23年度に新たな特別料金を創設し、平成24年度までに施設のあり方を明確化

2 公設福祉施設【36】

施設毎に公設福祉施設としての必要性等について検討を行い、引き続き管理するものと民間に委ねる施設に峻別し、民営化する施設は譲渡します。

主なスケジュール

平成26年度に民営化する施設を譲渡

3 斎場【37】

アウトソーシングの更なる取り組みを進めるとともに、今後の施設全体の管理・運営のあり方について検討します。

主なスケジュール

平成24年度までに管理運営のあり方について方針を決定する

4 環境衛生事業所【38】

アウトソーシングの更なる取り組みを進めるとともに、今後の施設全体のあり方について検討します。

主なスケジュール

平成21年度から業務を順次民間委託

5 母子生活支援施設「大江荘」【39】

大江荘を廃止し、民設民営による母子生活支援施設の整備に取り組みます。

主なスケジュール

平成 24 年度に開設

6 食肉センター【40】

熊本市食肉センターの代替施設確保等の諸問題を解決し、廃止します。

主なスケジュール

平成 22 年度までに食肉センターを廃止

7 公設運動施設等【41】

公設運動施設等における委託業務の集約、管理人の雇用方法や指定管理者制度の導入など管理運営のあり方を検討します。

主なスケジュール

平成 23 年度に管理運営方法等の見直し

8 あり方を見直す施設【42】

(1) 庁舎花畑別館

老朽化等により建替えが必要であり、今後のあり方を検討します。

主なスケジュール

平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

(2) 産業文化会館

平成21年4月1日をもって閉館します。

主なスケジュール

平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

(3) 総合ビジネス専門学校

入学料、検定料等の見直しを行いつつ、民間での実施状況や市民ニーズの把握等、公設施設としての今後のあり方を検討します。

主なスケジュール

平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

第3節 指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営に関して、サービスの向上と経費削減が期待できるものは、引き続き、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、制度導入を図ります。

<具体的取組>

1 総合女性センター【43】

施設の管理運営方法と事業展開のあり方などの検討を行い、制度を導入します。

主なスケジュール → 平成 24 年度から指定管理者制度導入

2 健軍文化ホール【44】

サービスコーナーの取扱いなどの検討を行い、制度を導入します。

主なスケジュール → 平成 25 年度から指定管理者制度導入

3 子ども文化会館【45】

大型児童館及び子育て支援センター(子育てほっとステーション)機能等の検証を行い、制度の導入を含め、会館のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度までに方向性を決定

4 リサイクル情報プラザ【46】

施設のあり方について検討し、制度を導入します。

主なスケジュール → 平成 24 年度から指定管理者制度導入

第4節 PFI方式等の活用

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力、技術能力を活用することで、低廉かつ良質なサービスが提供される場合には、*¹⁷PFI方式、*¹⁸DBO方式等の導入を検討します。

＜具体的取組＞

1 熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)等整備事業【47】

「桜の馬場地区」に歴史文化体験施設、多目的交流施設、総合観光案内所等を整備し、周辺地域への回遊性の向上を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度までに施設整備を行い、23 年度から運営開始

2 西部環境工場代替施設における整備・運営手法の検討【48】

整備や運営手法について、費用対効果や事業効果等、多面的な検討を行い、本市に適した事業手法を選択します。

主なスケジュール

平成 22 年度までに、基本設計・事業手法を決定

*¹⁷PFI (Private Finance Initiativeの略)方式

民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効果的、効率的に社会資本を整備しようとする手法。

*¹⁸DBO (Design Build Operate の略)方式

公共事業において、公共が資金を調達し、設計・建設、運営を一括して民間に委託する方式(公設民営)。
PFI に類似した事業方式。

第3章 財政の健全化

予算編成手法の見直しや、新たな財源の確保、資産の有効活用等を図りつつ、各種財政指標の目標達成に向け、財政の健全化に取り組めます。

1. 財政健全化に向けた基本的考え方

(1) これまでの取り組み

本市は、平成16年3月に「行財政改革推進計画」を策定し、行政改革の取り組みと一体となった、既存事業の見直しや事務事業の効率化、受益者負担の見直しなどを推し進めました。

その後、国の三位一体改革への対応や、九州新幹線全線開業の2年前倒し、及び、国保会計健全化に向けた一般会計負担増など、財政環境の一層の悪化が見通されたことから、予測される多額の収支不足を解消する具体的方針として平成18年3月に「さらなる財政健全化の方針」を定め、財政健全化に取り組んできたところです。

これらの取り組みの結果、公債費比率の改善や、財政調整基金が目標であった100億円の残高を達成するなど、財政指標の改善が図られるとともに、歳出の見直しや歳入の確保策によって生み出された財源を「まちづくり戦略計画」へ重点配分することによって、重要施策の推進を図ることが出来ました。

(2) 新たな視点による財政健全化への取り組み

今回の計画では、数値目標を明確化して財政健全化を更に推し進めるとともに、安定的で持続性のある財政運営の中で、基本構想に掲げる政策への財源の重点的・集中的投入を可能にし、「湧々都市くまもと」の実現を目指すこととしています。

特に、健全な財政運営を図る観点から

- ・ 周辺町との合併や、将来の政令指定都市移行を目指す上で、本市が取り組むべき課題や財源構成に変化が見込まれること
- ・ 中心市街地活性化基本計画事業の推進や公共施設の耐震化など、重要課題に多額の財政需要が見込まれること
- ・ 国の三位一体改革以降も、依然として厳しい地方財政運営が求められており、また、新地方公会計制度による財務諸表の公開や、実質公債費比率等、新財政指標による自治体の健全化判断がなされること

などに留意し、従来の本市の取り組みを総括した上で、新たな視点による財政健全化方策を取りまとめました。

2. 財政健全化目標値の設定

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、財政調整基金現在高、市債残高等の^{*19} 各種財政指標について目標値を設定し、その改善・健全化に取り組めます。

< 具体的取組 >

1 各種財政指標の改善【49】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、実質赤字比率等、新財政指標による自治体の健全化判断がなされることに伴い、新財政指標による目標を定めます。また、従来目標を達成した財政調整基金現在高等についても、引き続き目標値を設定し、健全な財政運営に努めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から実施

(各種財政指標の目標値)

	熊本市		人口40万人以上 中核市18市平均
	19年度決算	25年度目標値	
① 実質赤字比率 (※11.25%)	黒字	黒字を維持	18市とも黒字
② 連結実質赤字比率 (※16.25%)	黒字	黒字を維持	18市とも黒字
③ 実質公債費比率 (※25.0%)	13.9%	11%台	10.2%
④ 将来負担比率 (※350.0%)	117.3%	110%程度	101.5%
⑤ 経常収支比率	92.0%	現状を維持	91.9%
⑥ 財政調整基金現在高 〃 (1人あたり)	113億円 16,858円	135億円 20,000円程度	82億円 15,957円
⑦ 市債残高 〃 (1人あたり)	2,400億円 357,803円	2,000億円程度 300,000円程度	1,710億円 337,630円

※財政調整基金現在高及び市債残高は熊本市及び旧富合町の合算額

※市債残高は普通会計ベースで臨時財政対策債を除く

※1人あたり金額は、平成19年度末熊本市及び富合町の住民基本台帳人口計 670,844人による

※①～④の(※)の数値は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく早期健全化基準

※中核市平均は平成19年度決算値

* 19 各種財政指標

各指標の説明は、32 ページの一覧を参照

3. 財政の中期見通し

今後5年間の財政運営の指針となる財政健全化フレームを示します。

この中では、市税、地方交付税について、経済情勢や国の動きを踏まえて見積もるとともに、個別の行政改革の取り組みや自主財源確保策を盛り込み、一方で「熊本市基本計画」を踏まえた平成25年度までの財政運営を想定しています。

〔歳入〕 熊本市財政の中期見通し (単位：億円、%)

項 目	当初 21年度	22年度	伸率	23年度	伸率	24年度	伸率	25年度	伸率
市 税	923	929	0.7	934	0.5	937	0.3	947	1.1
地方交付税①	304	304	0.0	295	△ 3.0	295	0.0	295	0.0
(再掲) 実質的な地方交付税 ①+②	(373)	(373)	(0.0)	(362)	(△ 3.0)	(362)	(0.0)	(362)	(0.0)
国県支出金	389	429	10.3	442	3.0	431	△ 2.5	448	3.9
市 債	276	264	△ 4.3	257	△ 2.7	241	△ 6.2	208	△ 13.7
うち臨時財政対策債②	(69)	(69)	(0.0)	(67)	(△ 3.0)	(67)	(0.0)	(67)	(0.0)
そ の 他	306	274	△ 10.5	277	1.1	265	△ 4.3	267	0.8
計 (A)	2,198	2,200	0.1	2,205	0.2	2,169	△ 1.7	2,165	△ 0.2

〔歳出〕

項 目	当初 21年度	22年度	伸率	23年度	伸率	24年度	伸率	25年度	伸率
義務的経費	1,291	1,257	△ 2.6	1,268	0.9	1,275	0.6	1,294	1.5
人 件 費	444	431	△ 2.9	427	△ 0.9	413	△ 3.3	415	0.5
扶 助 費	513	522	1.8	535	2.5	550	2.8	563	2.4
公 債 費	334	304	△ 9.0	306	0.7	312	2.0	316	1.3
投資的経費	289	340	17.6	339	△ 0.3	298	△ 12.1	265	△ 11.1
その他の経費	617	594	△ 3.7	598	0.7	592	△ 1.0	595	0.5
計 (B)	2,197	2,191	△ 0.3	2,205	0.6	2,165	△ 1.8	2,154	△ 0.5

収 支 (A) - (B)	1	9	0	4	11
------------------	---	---	---	---	----

財政 指 標	実質公債費比率	12.8%	12.1%	12.0%	12.0%	11.9%
	将来負担比率	112.7%	109.9%	110.9%	110.1%	109.2%
	経常収支比率	90.4%	90.6%	91.9%	91.6%	91.8%
	財政調整基金現在高	112	122	118	123	135
	市債残高	2,217	2,188	2,155	2,102	2,017

※市債残高は普通会計ベースで臨時財政対策債を除く

熊本市財政の中期見通し作成要領

平成 21 年度予算における制度・施策等を基本として、制度改革が確実に見込まれるものは反映するとともに、過去の決算状況等を参考に項目別に積み上げ、本市基本計画や行財政改革計画との整合性を勘案して、一般会計ベースの推計を行った。

歳入・歳出項目別試算の前提条件

1 歳 入

(1) 市税

現下の厳しい経済情勢を考慮し、個人・法人市民税について平成 23 年度までの減収を見込み、以降据え置いている。なお、徴収率は財政健全化計画で定める目標値で設定している。

(2) 地方交付税及び臨時財政対策債

国の歳出・歳入一体改革期間である平成 23 年度まで減収を見込み、その後は伸び率 0 % とした。

(3) 市債（臨時財政対策債を除く）

極力、発行額を抑制することとし、適債事業に現行の充当率を当てはめて推計した。

(4) その他

①国・県支出金

過去の伸び率を勘案しつつ、主たる項目については、それぞれの歳出に現行の補助率を当てはめて推計した。

②使用料及び手数料

過去の伸び率を勘案しつつ、財政健全化計画で見込まれる増収額を反映し推計した。

③その他

過去の伸び率等を勘案して推計した。

2 歳 出

(1) 人件費

行財政改革計画で予定している職員数の減を考慮した上で、退職手当の所要額等を勘案して推計した。

(2) 扶助費

生活保護費、保育所運営費等項目別に過去の推移等を勘案して推計した。

(3) 公債費

過去の発行分については償還計画により、今後の発行分については理論計算により推計した。

(4) 投資的経費

普通建設事業については、国の補助制度を積極的に活用し、個別事業の実施計画と今後の収支見通しを勘案して推計した。

(5) その他の経費

過去の推移等を勘案して推計した。

財政用語の説明

◆実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく早期健全化基準（以下、早期健全化基準）：11.25%

◆連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

早期健全化基準：16.25%

◆実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

早期健全化基準：25.0%

（算式）（地方債元利償還金等－元利償還金等に充てられる特定財源－元利償還金等に係る基準財政需要算入額）
÷（標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要算入額）

◆将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

早期健全化基準：350.0%

（算式）（地方債現在高＋債務負担行為等に基づく将来の支出予定額等－地方債現在高等に係る基準財政需要算入見込額等）÷（標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要算入額）

◆経常収支比率

経常的経費に充当された一般財源等の比率で、財政構造の弾力性を判断するための指標。比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいると考えられている。

◆市債

建設事業等の資金調達のための借り入れで、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

◆実質赤字額

歳入決算総額－歳出決算総額－翌年度に繰り越すべき財源

◆標準財政規模

市に見込まれる市税収入（標準税収入額）と普通地方交付税等の合計で、一般財源の標準的な規模とされるもの。

◆基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定した額のこと。

◆債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

＜具体的取組＞

2 予算編成手法の見直し【50】

「一般財源ベース」での要求シーリングの設定を行い全庁的に財源の意識を持った主体的な予算編成に取り組めます。

主なスケジュール ➡ 平成 21 年度から継続実施

3 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し【51】

施設の維持管理費やコストを賄うための料金設定を検討するほか、無料駐車場の有料化について検討します。

(1) 市営駐輪場の有料化

熊本市自転車駐車対策等協議会に対して、「駐輪場の有料化」について諮問し、その答申を踏まえ、有料化を目指します。

主なスケジュール ➡ 平成 25 年度から実施

(2) 動植物園駐車場の有料化

動植物園の施設整備を進める財源として、駐車場の有料化を目指します。

主なスケジュール ➡ 平成 23 年度から実施

(3) その他の使用料・手数料の見直し

既に有料化している施設の料金設定の見直しについて今後も検討を行います。

主なスケジュール ➡ 平成 21 年度以降順次見直し

4 税収等の確保、貸付金の回収【52】

税、国民健康保険料、保育料、市営住宅使用料については、引き続き徴収率の向上について取組むとともに、各種債権についても、適正な管理に向けた手法を検討します。

主なスケジュール ➡ 平成 21 年度以降順次実施

(1) 市税収納率の向上

税収の安定的な確保に向けて、更なる口座振替の推進など、より効果的な収納対策を講じます。

主なスケジュール ➡ 平成 21 年度以降順次実施

5 スポーツ施設における広告事業の導入【53】

施設の改修経費等の財源とするため、施設に広告スペースを確保し(アクアドームの電光掲示板下等)、企業広告の掲出に取り組みます。

アクアドーム等の*²⁰ ネーミングライツ実現の可能性を広告代理店と協議します。

主なスケジュール

平成 22 年度までにネーミングライツ導入の可否を決定

6 公共事業コスト構造の改善【54】

これまで実施してきたコスト縮減施策から、コストと品質の両面を重視した施策へ拡充します。

主なスケジュール

平成 21 年度に公共工事コスト構造改善プログラムを策定し、順次具体的な施策を実施

7 補助金の見直し【55】

平成18年度に策定した「補助金見直し基準」に基づき、3年ごとに各種補助金の必要性や効果等を検証し、継続的な見直しに取り組みます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

8 野出・熊本線バス運行助成事業の見直し【56】

野出・熊本線バスについて、バス運行協議会と協議を進め、効果的・効率的な代替交通手段を導入します。

主なスケジュール

平成 23 年度までに代替交通手段を導入

9 経常的な事務経費の見直し【57】

簡素で効率的な事務の執行体制を目指し、引き続き経常的な事務経費の削減に取り組めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

* 20 ネーミングライツ

公共の運動施設や文化施設などに、施設の「愛称」として、法人名、製品名、商品名などのブランド名を付けることができる権利。

10 事務事業の見直し【58】

限られた財源の重点配分を目指し今後も継続して事務事業の見直しに取り組みます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

11 適正な公有財産の管理【59】

未利用地の有効活用を積極的に行うとともに、職員駐車の有料化など市有地の管理の適正化に取り組みます。

(1) 未利用地の活用

未利用地の有効活用を積極的に行うとともに、未活用の土地の処分については、市民への売却価格等を含め土地の情報の周知を十分に行い、購入機会を増やします。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

(2) 職員駐車の有料化

市有地の目的外使用許可や使用料の取扱いなどを整備し、市民センター等の出先機関や学校等に勤務する職員の自家用車駐車等の有料化を目指します。

主なスケジュール

平成 22 年度から実施

12 特別会計等の経営健全化【60】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、特別会計、企業会計を連結した指標も定められており、今後も各会計の健全化に取り組みます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

第4章 環境配慮型行政の推進

本市^{*21}ISOを見直し、独自の環境管理システムを構築するとともに、市の公共事業において事業構想段階から自然環境の保全など環境負荷の低減を図る指針を策定し、運用を図ります。

また、環境に配慮した事務事業の推進を強化するためCO₂排出量削減に取り組めます。

<具体的取組>

1 環境管理システムの充実【61】

本市ISOを見直し、独自の環境管理システムを構築し、運用します。

また、市が実施する公共事業において環境への負荷を低減させるための環境配慮指針を策定し、運用します。

主なスケジュール

平成22年度までに本市ISOの見直しを行い、独自の環境管理システムを構築

2 CO₂削減を目指した事務・事業の推進【62】

紙やコピー枚数の節減数などCO₂削減実行シートを作成し、排出量の削減と削減量に相当する経費削減を行います。

また、職員の通勤方法について環境負荷の少ない手段への転換促進や低燃費・低排ガスの公用車導入を促進します。

主なスケジュール

平成21年度以降職員の通勤手段転換、^{*22}エコオフィス活動によるCO₂排出量削減等に取り組む

*21 ISO14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた、環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らす環境マネジメントシステムに関する国際規格。

*22 エコオフィス活動

市庁舎等において、節電、節水及びごみ減量等のため、昼休みの消灯、こまめな蛇口の開閉及びコピー用紙の裏面利用などの取り組み。

第5章 公営企業の改革

各公営企業が提供しているサービスについて、必要性、実施主体、水準、使用料等について検証を行い、改善項目について計画的に取り組むとともに、各公営企業で策定した経営改善計画等の着実な推進を図ります。

また、企業職員の給与等、職員数について、経営状況その他の事情を考慮し、引き続き適正化に努めます。

第1節 病院事業の経営健全化

<具体的取組>

1 *²³ 地方公営企業法の全部適用への移行【63】

地方公営企業法の全部適用へ移行します。

主なスケジュール

平成 21 年度に地方公営企業法全部適用へ移行

2 熊本市市民病院経営改善計画(改革プラン)の策定・推進【64】

現行「熊本市市民病院経営改善計画」を見直し、「熊本市市民病院経営改善計画(改革プラン)」を策定し、推進します。

主なスケジュール

平成 21 年度以降推進

* 23 地方公営企業法の全部適用

地方公共団体の経営する公営事業について、財務に関する規定の適用(一部適用)に加えて、組織に関する規定(管理者の設置)及び職員の身分取扱いに関する規定(地方公営企業労働関係法)についても適用すること。

第2節 交通事業の経営健全化

< 具体的取組 >

1 職員配置の見直し【65】

運輸職から行政職への職種変更試験の受験を促進するとともに、市長事務部局や交通局内部での配置換え等により、運輸職の効率的な職員配置を推進します。

主なスケジュール

平成 21 年度以降実施

2 交通事業の経営健全化の推進【66】

新たに交通事業の経営健全化計画を策定し、人件費や経常経費の削減、乗客増等増収対策、未利用地の売却等により、収支適正化を図ります。

主なスケジュール

平成 21 年度に本山営業所所管の路線を民間事業者へ移譲

第3節 上下水道事業の経営健全化

<具体的取組>

1 組織機構の適正化【67】

簡素で効率的な組織体制の整備を図り、中長期的な視点にたった定員管理を進めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から組織機構の見直し、定員の適正化

2 民間的経営手法の有効活用【68】

直營業務のあり方を見直し、更なるアウトソーシングの検討を行い、可能なものから進めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から実施

3 水道料金体系の見直し【69】

「水道事業経営基本計画」に基づいて、基本水量制の見直しなど、節水社会等へ対応した料金体系を構築します。

主なスケジュール

平成 21 年度までに新料金体系へ移行

4 「中・長期経営計画」の見直しと推進【70】

安定した事業経営に向けて「中・長期経営計画」を見直し、着実に推進します。

主なスケジュール

平成 21 年度に「中・長期計画」の見直し

5 浄化センターの運転管理業務の民間委託【71】

中部または東部浄化センター運転管理業務の民間委託を検討します。

主なスケジュール

平成 25 年度からいずれかのセンターを民間委託
※平成 21 年度から南部浄化センターは民間委託

第6章 外郭団体の改革

各団体と市において、「外郭団体経営改革計画」の検証を行うとともに、(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画の策定や公益法人制度改革等に対応する取り組みを支援します。

第1節 外郭団体経営改革計画の見直し

<具体的取組>

1 公益法人制度改革への対応【72】

(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画を策定するとともに、国、県の動向や他都市の状況把握に努め、具体的な取り組みを進めます。

主なスケジュール

平成21年度までに(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画を策定

2 市の関与の見直し【73】

^{*24} 公益法人制度改革への対応や各団体の経営改革等を総合的に勘案しながら、自主的・自律的な経営ができる体制確保に向け、市の関与を今後も縮減します。

主なスケジュール

平成21年度から継続実施

*24 公益法人制度改革

従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度(一般法人)を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会(公益認定等委員会)の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設する。

第7章 政令指定都市の実現

活力と魅力にあふれる熊本市を築きあげていくためには、九州中央における拠点性をさらに高めていかなければなりません。そうした新しいまちづくりを迅速に進めるため、現行制度において権限と財源が最も充実している政令指定都市の実現を目指します。

<具体的取組>

1 組織機構の検討【74】

区役所機能や出先機関のあり方について、関係部署との連携を図りながら検討を行います。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

2 移譲事務の検討【75】

*25 政令指定都市移行に向け、県からの事務移譲に関する課題等について更なる調査・研究を行います。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

*25 政令指定都市

一定の規模を持つ大都市に対し、市民生活に関わりの深い住民サービスをよりスムーズに行えるようにするため法令により、都道府県なみの権限と財源を特例として与えられた市を「政令指定都市」という。

地方自治法では、「政令で指定する人口 50 万人以上の市」と規定されているが、実際にこれまでは、近い将来人口 100 万人を超えると見込まれる 80 万人以上の都市が政令指定都市に指定されてきた。しかし、「市町村の合併の特例等に関する法律(平成 17 年 4 月 1 日施行)」に基づき、政府が発表した新市町村合併支援プランでは、法の有効期限である平成 22 年 3 月までに「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」という内容が盛り込まれ、人口要件が 70 万人程度に緩和されている。

